

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る誓約書兼同意書

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約し、同意します。

○誓約事項

- 1 この補助金の申請及び交付等に関して、他の所有者、法定相続人、土地に関する賃貸借契約がある場合の契約相手方、その他関係者等との間で争いが生じた場合には、全て申請者の責により対応し、申請年度中に解決します。
- 2 補助対象となる事業の概要について、事業実施箇所の区又は区長に対し説明を行いました。
- 3 空家活用事業を利用する場合は、改修する物件が空家等であることを誓約します。
- 4 空家活用事業を利用する場合は、補助金交付日から起算して10年以上の期間継続して、地域活性化や、交流人口や関係人口の創出とともに地域住民のコミュニティ維持や増進につながる持続可能なまちづくりのため、改修した空家等を適切に管理、運営します。
- 5 土地活用事業を利用する場合は、補助金交付日から起算して10年以上の期間継続して、住環境の改善や公益性の高い土地活用のため、整備した除却跡地を適切に管理します。
- 6 空家等又は除却跡地を所有者から貸借している場合は、本補助金により改修又は整備した部分については、原状回復不要であるとの旨を両方で合意していることを誓約します。
- 7 上記4と5の管理状況について、管理活用すべき10年間の毎年度の末日までに、年間の管理活用報告書を市長へ提出します。
- 8 本補助金を利用した事業については、活用事例として安曇野市のホームページや広報紙等において紹介する可能性があることについて同意します。
- 9 管理活用すべき10年の経過前に、相続、代表者等の変更、事業承継、事業売却等により、管理活用者が申請者から変更される時は、引き継いだ者が残存期間補助要綱に定める義務を負うことを告知し、また引継ぎに伴い作成した契約書等書面へその旨を明記します。
- 10 上記誓約事項に違反した場合には、安曇野市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。この場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

○同意事項

- 1 この補助金の申請に関して、安曇野市が申請者に関する所得、納税状況、住民登録事項、その他審査に必要な事項について、調査・照会・閲覧することに同意します。
- 2 この補助金の申請に係る空家等又は除却跡地については、安曇野市が審査に必要な限り、敷地内に立入って調査を実施すること及び空家等又は除却跡地の固定資産税課税状況、電気や上下水道に係る契約状況・使用状況、所有者等の入所・入院に関する状況等について関係機関へ情報を照会し調査することに同意します。

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(団体名・
代表者名)

印